

亀岡市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項により告示する。

令和8年7月16日

亀岡市長 桂川 孝裕

1 指定公金事務取扱者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル5階

株式会社しんきん情報サービス

東京都港区港南一丁目8番27号

株式会社セイコーマート

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社ファミリーマート

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社 ポプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1

ミニストップ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1 イオンタワー13階

山崎製パン株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

株式会社ローソン

東京都品川区大崎1-11-2

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

市税（市府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）

国民健康保険料

後期高齢者医療保険料

保育所保育料及び公立保育所副食費

介護保険料

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで